

# 「業務改善助成金」の拡充

## ～ 30円・40円コースの対象事業者を全国拡大 ～

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

### 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、  
その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

※平成29年度補正予算（案）に基づく措置

### 今回の拡充内容

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場	【拡充後】助成対象事業場
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場	事業場内最低賃金が <b>1,000円未満</b> の事業場 〈全国拡大〉(※2)
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場	
60円以上	※1 生産性要件を満たした場合 には3/4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場	(変更なし)
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場	
120円以上		200万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 新たに、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫の9都府県が追加となり、全国の事業場が助成金の対象。  
[ 拡充前：38道県 → 拡充後：47都道府県 ]

### ご注意いただきたい事項

- ◆ 助成金の支給は補正予算成立が条件となりますが、申請は補正予算成立前であっても可能です。
- ◆ 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

### お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

富山県最低賃金総合相談支援センター

0120-108-312

富山市新総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F 富山県中小企業団体中央会内

最低賃金 相談 検索

### 申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。【担当部署】富山労働局雇用環境・均等室  
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。 (TEL)076-432-2728
- ◆ 申請書受付期間は平成30年1月31日(水) までです。